

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

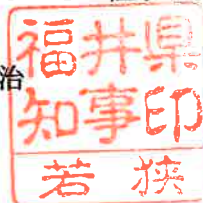
住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字稲干1048番地2

氏名 株式会社新岡山工業 代表取締役 田口 孝利  
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和5年11月25日  
令和12年11月24日

## 1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンもしくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、またはカドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、またはカドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（カドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀、カドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンまたはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 6種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成 6 年 11 月 25 日 新規許可

(2) 平成 11 年 11 月 25 日 更新許可

(3) 平成 16 年 11 月 25 日 更新許可

(4) 平成 17 年 7 月 19 日 変更許可

・ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタンまたはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（四塩化炭素またはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（四塩化炭素またはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）および廃アルカリ（四塩化炭素またはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加

(5) 平成 19 年 5 月 22 日 変更許可

・ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタンまたは1,3-ジクロロプロペンを含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（カドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジンまたはチオベンカルブを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（カドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジンまたはチオベンカルブを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（カドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジンまたはチオベンカルブを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加

(6) 平成 19 年 12 月 5 日 変更許可

・ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（カドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加

(7) 平成 21 年 11 月 25 日 更新許可

(8) 平成 25 年 6 月 21 日 変更許可（優良確認）

・ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（水銀もしくはその化合物または1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）および廃アルカリ（1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加

(9) 平成 28 年 11 月 28 日 更新許可（優良認定）

(10) 令和 元年 8 月 2 日 再交付

・ 住所および代表者の氏名の変更

(11) 令和 5 年 11 月 25 日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無

無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

無